

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室  
TEL:045-988-5155 FAX:045-988-5165  
http://www.chukeirou.jp  
E-mail:chukeirou@gol.com

## CONTENTS

page	
1	「かたく」が役員と店長を書類送検 残業代を支払っていても長時間労働は違法
2	<b>特集</b> 解決金額はケタちがい! <b>あっせん、労働審判、民事訴訟の実態</b>
4	<b>TOPICS</b> ●50人未満の会社にストレスチェック実施の助成金 ●「ジョブ型」の人材、 仕事への満足度高く、企業も採用重視
5	<b>お知らせ</b> 9月から社会保険料が変わります
5	備えよう！マイナンバー マイナンバーの利用目的を社員に明示する
6	人事労務の法律ミニ教室 労災で長期間休んでいる社員、いつまでも解雇できないの？
7	助成金を活用しましょう 教育訓練や評価制度を作るなら「企業内人材育成推進助成金」
8	もっと会議を有意義に 何にエネルギーを集中させる？
8	労務ひとこと 「不当解雇の金銭解決」は先送り

## 「かたく」が役員と店長を書類送検 残業代を支払っていても長時間労働は違法

全国展開する靴小売店の運営会社が従業員に違法な長時間残業をさせたとして、東京労働局は7月2日、同社の役員と店長を東京地検に書類送検しました。

東京労働局によると、同社では、36協定を締結せずに残業をさせている店舗があったり、36協定を締結していても協定で定めた時間（79時間）を超えて残業させているケースがありました。過労死ラインといわれる「月80時間」を超えないように協定時間を定めていたにもかかわらず、実際には月100時間前後の長時間残業もあったといえます。

### 国は過重労働撲滅に本気

長時間労働や、いわゆるブラック企業をめぐるのは、昨年より行政が次々

と対策を打ち出しています。

まず昨年9月に、厚生労働省内に「長時間労働削減推進本部」を設置。過重労働を解消すべく重点監督をおこないました。12月には、ハローワークを通じて大学生等の採用をおこなう企業に対し、過去3年間の離職率の公表を求めることを決定。今年1月からは月100時間を超える残業がある事業場に対して監督指導を徹底しています。

また、インターネット上の求人情報等を監視して、その情報を労働基準監督署の指導に活用する取り組みもおこなわれています。過重労働のある企業では人の入れ替わりが激しく常に求人を出しているからです。

### 「かたく」ってなに？

4月には東京と大阪の労働局に「過

重労働撲滅特別対策班」（通称「かたく」）を新設しました。これは、複数の支店において労働者に健康被害のおそれがあるものや犯罪事実の立証に高度な捜査技術が必要なものに対応するための特別チームです。今回の件は、この「かたく」がおこなった初めての書類送検となりました。

### 残業代を払っていてもアウト

ちなみに同社では、残業代はすべて適正に支払われていました。しかし、不払い残業ではなくても、長時間労働がおこなわれ、過去に複数の店舗で何度も指導を受けながら改善が見られなかったことなどが積み重なり書類送検となったようです。「残業代を支払っていけば安心」ではありません。長時間労働そのものが違法となるのです。